

誰もが心から誇れるまちを目指して

平成18年3月播磨町議会定例会において、佐伯忠良町長より
平成18年度施政方針が示されました。
全文を住民の皆さまにお知らせします。

「はじめに」

地方分権一括法が施行されて以来、ここ数年国と地方との間において役割分担と併せてその財源の配分について厳しい攻防が続いています。地方自治体にとって基本となりますのは、なんといっても住民の身近なサービスを自主的に実行することにあります。また、国策として当然に行うべき事柄については、国の責任においてこれを執行すべきであるとする考えは、いまや国民の間でも共通認識されています。

これまで国においてとられてきた地方行政への補助金などによる

誘導政策は、国民がどこに住んでいても同じような行政サービスが得られるという考えは、ある種一定の効果も挙げてきたことは事実であります。一方で各々の地域における文化やコミュニティの喪失を生み、加えて自主独立した意志を削ぐ結果を生じさせたこともまた事実であります。

このような時世にあつて地方自治体は分権時代に即し、時代に合った独自の政策を実行すべきであると考えます。

財政的にも厳しい環境を迎えつつある本町の行政ではありますが、これ乗り越え、より高い目標をもって、これが貫徹すべく努力をまいりたいと思っております。

よつて、以下数点の所信の要点を少し具体的に申し上げます。まずもつて大切なことは、財政運営に強くその意を持たなければなりません。現在国において、これまでの地方財政再建促進特別措置法に代わり、財政難に陥つた自治体を対象に民間企業と同じような「破綻法」を制定しようとする動きがあります。それにより、より厳しく経営責任を問ひ、第三者が資産と負債の整理に当たるとされ、また選挙で選ばれた者にとのような形で責任を問うのが論議の焦点になるといわれています。

この法が制定され、この法の対象自治体となつた場合は、事実上自治権を失うこととなります。こ

うした事態を避けるためには、これまでの行財政改革をより徹しく行つていく必要があると考えています。

こつした考え方を骨子として、
一、施策については、「負担とサービス」「公平と平等」を旨とし、少なくとも負担者である住民の皆さんが納得でき、かつ、まちの発展に有益なものであるかについて十分検討を行うこと。

一、これらを計画し、実行するためには、住民自治の精神に基づき、これまで提唱してきました「住民みんなでまちづくり」となるよう行政情報の提供など、積極的な展開をしていくこと。
一、また、これら施策を円滑に、

かつ効率的に行うべく昨年10月執行体制の見直しも行いました。これについての趣旨につきましては、従前から申し上げてきているところでありますが、より一層の組織力の強化に努めるとともに、これが住民との協働につながるよう職員と一丸となつて最善を尽くしてまいります。

一、まちづくりの目標として制定をしています第3次播磨町総合計画（2001年から2010年）「古代から輝く未来へ！みんなで作るまち はりま」の建設のため、その目標に向かつて取り組みを行つてきていますが、本計画も半ばを過ぎています。厳しい時代の潮流の中で、

この検証を行うとともに見直すべきところについては積極的に対応してまいります。

一、財政指標ではありますが、ここ数年の間で国と地方との財源分配も明らかになつてきますが、高度経済成長期のような時代は到来しないのは確かであり、より安定した財政運営を行うために最大のポイントであります。経常収支比率を90パーセント以内に、また起債については、世代間の負担の公平性に配慮しながら有効に活用するとともに、起債制限比率を超えないように努めること。

一、今、行政における会計システムの見直しも議論されています。境を整えること。
一、多文化理解や語学力の向上など、国際社会に生きる日本人として、幼児期から英語に親しませるとともに、小学校教育に英語活動を導入すること。
一、基礎基本の確実な定着と個に応じた学力の伸長を図るため、小学校に教科専門指導教諭を配置し、習熟度別学習や課題別学習、興味・関心別学習など弾力的な学習集団の編成による少人数指

1 豊かな「こころ」を育み文化を創造するまち

(1) 中央教育審議会や播磨町教育審議会の答申に基づき、次世代を担うよりよい人間の育成を目指して、本町に最適な教育環境並びに教育条件の整備を進めること。

(2) 豊かな感性の涵養を図るとともに、子どもの読心力を育成するため、学校図書の実践を行い、また専門的知識を有する司書の派遣、町立図書館とのネットワークを図るなど、人的・物的環

導をさらに充実すること。また、高速回線ネットワークによる情報機器を活用して、個に応じた補充学習や発展学習に対応すること。

(3) 多文化理解や語学力の向上など、国際社会に生きる日本人として、幼児期から英語に親しませるとともに、小学校教育に英語活動を導入すること。
一、基礎基本の確実な定着と個に応じた学力の伸長を図るため、小学校に教科専門指導教諭を配置し、習熟度別学習や課題別学習、興味・関心別学習など弾力的な学習集団の編成による少人数指

が、現行単年度主義も通年的考えを持って執行すべきものであります。よつて財政調整基金などの資本を有効に活用しながら町の発展的資本投資を行つていくこと。

一、公共施設については、サービスの向上と適正な管理運営を図るため、指定管理者制度を積極的に導入してまいりましたが、さらにより効率的な行政とすべく投資、管理、運営など聖域なき改革を行つていくこと。

一、公共施設整備のため、用地取得の財源として活用してまいりました土地開発基金を、社会経済情勢が大きく変化したことに伴い廃止し、新たに道路用地の

導をさらに充実すること。また、高速回線ネットワークによる情報機器を活用して、個に応じた補充学習や発展学習に対応すること。

(5) 幼児・児童・生徒の心の居場所づくりに努めるために、日常的にコミュニケーションを図り、きめ細かい観察や面接などを通して信頼関係を構築すること。また、不登校の未然防止およびその状況の改善を図るため、ス

先行取得にかかる基金を創設し、道路事業の遂行を円滑に図ること。

以上、所信について述べさせていただきましたが、以下、第3次播磨町総合計画に掲げた「まちの将来像」の5つの柱に沿つて、本年度の主要な事業についてご説明いたします。



クールカウンセラー、不登校担当教員、学校子どもサポート員の活用や適応指導教室、学校、家庭、地域社会および関係機関との連携した取り組みをさらに進めること。

(6) 近く発生が予測されている大地震に備えるため、平成13年度から小中学校の校舎の耐震化を進めてまいりましたが、本年度も両中学校の校舎耐震化工事を実施すること。これにより、小中

学校すべての校舎の耐震化工事が完了するとして。

(7)安心して安全な学校生活を送ることができるよう、また、犯罪から子どもを守るため、学校での安全管理体制をさらに充実させるとともに、地域をあげて子どもを守るネットワークシステムを構築すること。あわせて子どもに自ら自分の身を守る意識を持たせるように、小学校4年生および中学校1年生の全児童生徒を対象にCAPプロگرام教育を導入すること。

(8)播磨町での学校園で播磨町の子どもたちに最適な教育を行うため、地域に根ざし地域に開かれた教育を進めていくことが望まれる。既に、「広報はりま」や「播磨町の教育」を通して、学校園教育の情報を全住民に知らせ、目的の共有化を図っているところであり、学校評議員制度に代えて、「コミセン」単位で地域教育協議会（仮称）を設置し、家庭・地域と学校の連携をさらに強化すること。

(9)家庭教育と幼児教育諸機関における教育を一体的に捉え、基本的な生活習慣や心の教育、基本的な学習習慣の徹底指導をあらゆる機関、機会を通して実施すること。また、幼児教育から義務教

育終了年限を人生における基礎づくりの時期として位置づけ、幼小一貫教育を新たに連池幼稚園と連池小学校で実施すること。

(10)いつでも、誰もが学びや活動ができるよう学習の場を充実させる。そのため中央公民館については建築されて30年近くが経ち、老朽化とともに安全性やバリアフリー、また機能的な面でも課題が顕在化してきている。よって、他の施設との有機的な役割とあわせ住民の意見を集約し、リニューアルなどその計画を立案すること。

(11)コミュニティセンターについては、これまで中央公民館の分館として位置づけられてきましたが、この見直しを含めて、これが地域づくりの拠点施設としてその機能がさらに高まるよう地域関係者と十分協議を行っていくこと。

(12)播磨北小学校廃校後の施設利用については、今後ますます進むと予想される少子・高齢化社会に対応するために教育文化、芸術の発展に寄与し、かつ福祉、環境といった多面的な機能をおわせ持つものとして、それらの経営についても、その主体を広く公募を行うなど考慮し、ワーキングショップおよび検討委員会を

設置して計画を立案する。

(13)兵庫県が大中遺跡隣接地に、平成19年秋のオープンを目指して「県立考古博物館（仮称）」の建設を、また大中遺跡では復元住居の増設などの整備を行っている。町においては、大中遺跡まつりなどのイベントおよび郷土資料館の展示や体験活動などの充実を図り、古代からの歴史をまちづくりに生かし、その情報を県内外に発信すること。

(14)「のじぎく兵庫国体」においてデモンストラーションスポーツ行事であるクロリティーなどを開催する。また、住民主体によるスポーツ活動を通して、住民の健康づくり、コミュニティづくりを努めること。

(15)「いきいきフォーラム」は、共に話し合い共に活動しながら、地域のよりよい人間関係を培い、住民自らが様々な地域課題を解決していける人権尊重のまちづくりの起点となるよう促していくこと。また、人権を大切にしようとする地域や団体の取り組みを支援すること。

(16)家庭・学校園・地



域・職場などのあらゆる場において、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、H1V感染者などの人権課題について認識が深められるとともに、社会生活の基盤となる家庭が、家族一人一人の「心の居場所」となるように、多様な学習機会の提供や情報発信に努めること。

(17)男女共同参画行動計画の実現に向けて取り組むとともに、ドメスティックバイオレンスなどの問題について、弁護士による相談業務を引き続き実施すること。

(18)平和を愛する意識の高揚を図るため、「広島平和のバス事業」、「平和祈念講話事業」など、引き続き実施すること。

2 誰もが健康で安心して暮らせるまち

(1)65歳以上の高齢者を対象とした基本健康診査（すこやか検診）に生活機能評価を加え、要支援・要介護状態になるおそれのある人（特定高齢者）の把握、介護予防事業の円滑な実施を図ること。

(2)健康づくり計画「はりま健康プラン」を推進するため、関係団体と連携を図りながらウォーキング教室や体内組成測定会などを実施し、幅広い年齢層が参加しやすい健康づくりの機会と、様々な角度から健康増進の情報発信すること。

(3)心停止で倒れるという不測の事態が起きたときに、迅速に対処できる環境整備のため、自動体外式除細動器（AED）を新たに、小学校、中学校および福祉会館に設置し、救命率の向上を図ること。

(4)介護保険制度の見直しにより、

新たに介護予防施策として導入された地域支援事業および新予防給付を盛り込んだ第3次介護保険事業計画および第4次高齢者保健福祉計画の円滑な推進に取り組むこと。

(5)人口減少、高齢化社会にあって地域社会における相互扶助がより求められる中、地域福祉活動として「ふれあい・いきいきサロン」に取り組む自治会などを播磨町社会福祉協議会と共同して、引き続き支援すること。

(6)障害者支援費制度から障害者自立支援法への制度改正に対応するため、播磨町障害者福祉計画を改定するとともに、サービスマシンの整備のための目標値を設定すること。

(7)障害者の社会参加を促進するため、障害者の外出訓練、交流およびスポーツ振興などを目的と

的に取り組むこと。

(2)JR土山駅北地区の整備計画については、「土山駅北地区まちづくり推進協議会」において、研究などが行われている。平成18

3 安全でさわやかな都市環境のまち

(1)JR土山駅南地区の整備については、新しく設立される会社の開発事業と連携した公共施設などの整備計画を策定し、平成19年秋のオープンを目指して積極

年度も引き続き町が策定した地区再生計画の啓発を図るとともに、協働のまちづくりを推進すること。



(3)山陽電鉄播磨町駅北地区整備事

点からも本事業を見直す必要がある。よって、関係者と十分協議を行いこれが健全に運営できるよう支援を行うこと。

(11)多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、一時保育および乳児保育などに引き続き取り組むこと。

(12)災害時に支援を必要とする障害者、高齢者などの状況把握に努め、避難支援プランの策定に取り組むこと。

業については、町道二子古田線と町道本荘土山線の交差点（喜瀬川野添橋東）改良のため、引き続き用地取得に努め、工事を実施すること。

(4) 町道浜幹線の整備は、古宮北土地区画整理事業を断念したことにより、道路整備事業として整備手法を変更し、平成18年度から事業採択に向けた測量調査を実施すること。

(5) 町道大中二見線は、県立考古博物館（仮称）と大中遺跡公園の開設に合わせてアクセス道路として供用できるように、引き続き用地取得に努めるとともに、工事に着手すること。

(6) 公共下水道事業については、古宮北土地区画整理事業を断念したことから、当該地区の詳細設計に着手するとともに、他の認可区域内の未整備箇所の課題解決に取り組み、早期に供用開始ができるよう努めること。あわせて、下水道事業の経営健全化

のため、引き続き検討を行うこと。

また、平成17年度に浸水対策として着手した古宮第2・1雨水幹線整備事業の進捗を図ること。

(7) 上水道事業については、構造的な水需要の変化により、増加は大きく見込めず、財政運営は厳しくなることは必至であり、今後の適切な上水道事業運営のあり方などを示す必要があることから、「中期経営計画」の策定を行うこと。

なお、引き続きコストの低減を図りながら、住民に理解が得られるよう、健全な水道事業運営にさらに努力し、財政状況など、様々な情報を積極的に提供するよう努めること。

(8) 大中遺跡公園については、「県立考古博物館（仮称）」の開設時期にあわせて、引き続き工事を実施すること。

(9) 河川整備については、喜瀬川では加古川地域のJR橋梁まで整備

された。町においては、城橋より上流部の「ふるさと川整備事業」について、隣接する加古川市と協議・調整のうえ、早期完成を目指すこと。

また、防災面では、大雨により河道敷に堆積した土砂の早期浚渫を引き続き兵庫県へ要請していくこと。

一方、水田川については、防災面では、町が平成17年度緊急的に実施した浸水緩和対策により一定の効果を挙げたが、地域の安全安心を確保するため早期完成を引き続き、国・県に強く働きかけること。また、既に兵庫県が進めている用地買収を引き続き支援し、事業推進に協力すること。あわせて、浜幹線以南の遊歩道整備など環境整備を完成させること。

(10) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）に基づき、住民の生命、身体および財産を保護す

るための措置を的確かつ迅速に実施するため、国民の保護に関する計画を策定すること。

(11) ひょうご防災ネットを導入し、気象警報や地震情報、さらに避難勧告や指示などの情報を登録者へメール配信することにより、情報伝達の充実を図ること。

(12) 犯罪、事故、災害などの防止および地域環境を保全するため、引き続き地域住民の自主的な活動を支援するとともに、関係団体による防犯ネットワークづくりを推進すること。

(13) 消防団の活性化および充実を図るため、団員の活動状況に応じた適正な定員数の確保と分団の再編整備に努めること。

(14) 今後の地震災害などに備えるため、住民・防災関係機関との連携を強化し、地域防災体制の確立を図るとともに、防災意識を高めるための啓発活動に取り組みすること。

4 快適な生活環境と産業が調和する活力あるまち

(1) JR土山駅南地区に、町内企業などの出資により設立される新会社へ参画し、地域・企業・行政の連携による駅南地区の整備促進に努め、町全体の活性化に

努めること。

(2) 農業を取り巻く環境は、非常に難しい状況にあるが、農地の活用などを検討していくこと。

(3) まちの貴重な資源としての「た

め池」の自然再生および自然浄化による水質改善の研究をすること。また、東播磨の「ため池ミュージアム事業」に引き続き参画し、「ため池」の保全・活用

流を引き続き行うとともに生息環境調査などを兵庫県などと実施し、この復活、再生に取り組みすること。

(5) 漁業資源確保のため、並型魚礁の設置を行うこと。

(7) 一般廃棄物処理施設について、適切な維持管理に努め施設の延命

5 交流を進めみんなで協働して創るまち

(1) 厳しい財政状況下で、新しい時代に即し、明るい将来を展望できる町政の実現のため、従来の行政運営を抜本的に見直すとともに、住民や地域との協働をより一層推進するなど、効率的な行政経営を推進していくこと。

そのため、平成17年を初年度とする21年度までの集中改革プランに積極的に取り組むこと。

(2) 自主財源の柱である町税などについて課税客体の把握や滞納整理の着実な実施により、収納率の向上を図り、収入を確保すること。

(3) 事務事業の整理統合、民間委託および指定管理者制度の活用などを総合的に考慮した、新たな定員適正化計画を策定すること。

(4) 国の動向を踏まえながら、給与制度などの見直しを図ること。

(5) 住居表示については、平成18年11月6日の「上野添」・「北野添」地区の実施に引き続き、喜瀬川より東側の未実施地区の早期着手に向けて地元と調整を図

ること。

(6) 高度情報通信技術を利用した行政サービスの提供に向けて、引き続き電子自治体の構築を目指し、基盤整備や業務の改革を推進すること。

(7) 連携・協働都市の実現に向けて、行政への住民参加をさらに促進するために「自治会別行政懇談会」や「播磨わくわく講座」、「町政モニター制度」などを活用し、積極的に情報提供、また意見聴取を行うことにより、まちづくりへの理解を深めていただくとともに住民参加のまちづくりを進めること。

(8) 次代を担う青少年を姉妹都市提携している「アメリカ合衆国オハイオ州ライマ市」や友好都市である「中国天津市和平区」に派遣し、ホームステイや友好校の訪問などを通してさらに交流の輪を深めるとともに、国際相互理解を進め、町の国際化を推進していくこと。

以上、平成18年度の施策など、大綱を述べてまいりました。

本定例会に議案として提案しております予算総額は、一般会計と5件の特別会計並びに企業会計を合わせ193億3433万1千円で対前年度比0・3%の減、うち一般会計では95億4511万6千円で、対前年度比2・3%減、特別会計では、87億3846万8千円で、対前年度比2・4%の増、企業会計では10億5074万7千円で、対前年度比2・8%の減となっております。

一般会計の歳入面では、柱となる町税において固定資産税・都市計画税が引き続き減少するもの、法人町民税と個人町民税、町たばこ税で増収が見込まれた結果、平成10年度以降8年ぶりに上昇傾向に転じ、対前年度比較で約9000万円の増額となっておりますが、逆に三位一体の改革に伴い地方交付税と臨時財政対策債および所得譲与税においては、合わせて約3500万円の減額が見込まれるな

ど引き続き厳しい財政運営が強いられています。

一方、歳出面ではJR土山駅南地区や大中遺跡公園、町道大中二見線の用地取得がほぼ完了し、引き続き施設整備に取り組みとともに、学校施設の耐震化事業などを計画的に実施するため、財政調整基金から約11億1500万円の繰り入れを予定しております。

